

弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、弥生にぎわい拠点市民交流ホール（以下「市民交流ホール」という。）を運営する者（以下「運営者」という。）が、市民交流ホールの利用促進を図るため、市民活動等で利用する団体の市民交流ホール利用料金を減免したときに当該減免対象とした利用料金相当額に対し補助金を交付し、もって本市中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付対象となる経費は、運営者が中心市街地の活性化に資すると認めた、市内に事務所を有する団体が行う次に掲げる市民活動等（営利を主たる目的としないものに限る。）で、運営者が減免対象とした利用料金相当額とする。

(1) 文化芸術活動

(2) サテライトキャンパス等教育活動

(3) 身体障害者、要介護認定者等の社会参加活動

(4) 町内会、経済商工団体等の地域活動

(5) その他、市長が中心市街地の活性化に寄与すると認める市民活動等

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 運営者が減免した額が、前項で算定した補助金の額を下回るときは、運営者が減免した額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、補助金配分計画書（様式第1号）を添付し行わなければならない。

(交付の時期)

第6条 本補助金の交付は、市民交流ホールを運営する者の運営が円滑に行われるよう、補助金配分計画書に基づき、市民交流ホールの利用実績を考慮して交付するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに、事業報告書及び収支決算書を添付して行わなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(新型コロナウイルス感染症による影響に係る特例)
- 2 令和3年度に限り、第4条第2項を適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

補助金配分計画書

年度 弥生にぎわい拠点市民交流ホール利用促進補助金について、交付決定の上は、補助事業の効果的運営を確保するため、下記のとおり配分していただきますようお願いいたします。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額

3 配分額

	金額
合計	